

令和7年3月

射水市議会定例会議案
(議員提出議案)

目 次

- 議員提出議案第 1 号 射水市議会委員会条例の一部改正について
- 議員提出議案第 2 号 射水市議会の個人情報の保護に関する条例の一部
改正について

議員提出議案第 1 号

射水市議会委員会条例の一部改正について

射水市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和7年3月19日 提 出

提出者	射水市議会議員	津田	信人
		〃	加治 宏規
		〃	西尾 哲
		〃	金 賢志
		〃	杉浦 実
		〃	寺岡 伸清
		〃	吉野 省三
		〃	堀 義治

射水市条例第 号

射水市議会委員会条例の一部を改正する条例

射水市議会委員会条例（平成17年射水市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「福祉保健部」の次に「、こども家庭部」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議員提出議案第 2 号

射水市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
射水市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 1 9 日 提 出

提出者	射水市議会議員	津田	信人
		〃	加治 宏規
		〃	西尾 哲
		〃	金 賢志
		〃	杉浦 実
		〃	寺岡 伸清
		〃	吉野 省三
		〃	堀 義治

射水市条例第 号

射水市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
射水市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年射水市条例第 1 0 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 3 0 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第
2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「そ
の他」を「又は」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」
及び「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 2 8 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 2 条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 9 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章

及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項（表の改正規定に限る。）の改正規定は、令和7年4月1日から、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の運用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。